

## 糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例

### （目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全・安心なまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）について基本理念を定め、市の責務並びに市民等（市民、自治会等、事業者及び土地所有者等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、安全・安心なまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる糸魚川市の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者又は市内で活動する者をいう。
- (2) 自治会等 市内の集落を単位とする住民自治組織及びこれに類するものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を営む者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に土地、建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

### （基本理念）

第3条 安全・安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識の下に、市及び市民等が、それぞれの役割について相互に理解を深めながら連携し、及び協力して推進するものとする。

- 2 安全・安心なまちづくりの推進は、基本的人権その他の権利を尊重して行わなければならない。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全・安心なまちづくりの推進のため、必要な施策及び糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（以下「計画」という。）を策定し、並びに実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策及び計画の策定並びに実施に当たり、必要な体制を整備するも

のとする。

- 3 市は、市民等、警察その他関係機関と連携し、安全・安心なまちづくりを推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に基づき、地域社会の一員であることを自覚し、積極的に地域活動に取り組み、互いに協力しながら、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（自治会等の役割）

第6条 自治会等は、基本理念に基づき、地域における安全・安心なまちづくりの必要性及び方策について理解を深め、地域の実情に応じた安全・安心なまちづくりを推進するための自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 自治会等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念に基づき、安全・安心なまちづくりについて理解を深め、当該事業所が市内に所有し、占有し、又は管理する施設及び市内における事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（土地所有者等の役割）

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物その他工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

- 2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（広報活動及び啓発活動）

第9条 市は、安全・安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（自主的な活動の促進）

第10条 市は、市民等が安全・安心なまちづくりの推進に関する自主的な活動を促進

し、継続的かつ効果的に行われるよう情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（人材の育成）

第11条 市は、地域における安全・安心なまちづくりを推進するために人材の育成に努めるものとする。

（子供、高齢者等の防犯対策）

第12条 市は、子供、高齢者等の特に防犯上の配慮を要する者が、犯罪の被害を受けないようにするため、市民等、警察その他関係機関と連携し、地域ぐるみの支え合いが行えるように、市民等に対する情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（施設及び建物における防犯対策）

第13条 道路、公園、駐車場その他の施設（以下「施設」という。）を設置し、又は管理する者は、施設における犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市内において建物を建築する建築主及び建物を設計し、建築し、又は供給する事業者は、当該建物を犯罪の防止に配慮したものとするよう努めるものとする。

（学校等及び通学路等における防犯対策）

第14条 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、学校等における園児、児童、生徒等の安全を確保し、犯罪を防止するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 園児、児童、生徒等が通園又は通学の用に供する道路若しくは日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）を設置し、又は管理する者は、通学路等における犯罪を防止するために、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。